

しょうわカードご利用のしおり

このカードは当金庫の本支店の機械コーナーはもちろん、全国の信用金庫および、ゆうちょ銀行・銀行・信託銀行・信用組合・農業協同組合・労働金庫・セブン銀行・ローソン銀行・イオン銀行の各提携金融機関のATM・CDでご利用になれるほか、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスおよび、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。

ご利用時間と取扱業務

◎当金庫の現金自動預入支払機（ATM）のご利用の場合

平 日 8:00～21:00 お支払い、ご預金、残高照会、通帳記入、お振込み

土曜日・日曜日・祝祭日 9:00～21:00 お支払い、残高照会、ご預金

なお、稼働時間が異なる店舗や日曜日・祝祭日にご利用できない店舗もありますので、ご確認ください。

◎提携金融機関との提携業務と取扱時間

（信用金庫）「しんきんネットキャッシュサービス」（ゆうちょ銀行）

平 日 8:00～21:00 お支払い、ご預金、残高照会

土曜日・日曜日・祝祭日 9:00～21:00 お支払い、残高照会、ご預金

（銀行・信託銀行・信用組合・農業協同組合・労働金庫）「全国キャッシュサービス（MICS）」

平 日 8:00～21:00 お支払い、残高照会。ご預金(※)

土曜日・日曜日・祝祭日 9:00～21:00 お支払い、残高照会、ご預金(※)

[※第二地銀、信用組合、労働金庫がご預金可能です]

（セブン銀行）

平 日・土曜日・祝祭日 0:00～24:00 お支払い、ご預金、残高照会

日曜日 8:00～24:00 お支払い、ご預金、残高照会

（ローソン銀行）

平 日・土曜日・祝祭日 0:00～24:00 お支払い、ご預金、残高照会

日曜日 8:00～24:00 お支払い、ご預金、残高照会

（イオン銀行）

平 日・土曜日・日曜日・祝祭日 8:00～21:00 お支払い、ご預金、お振込み、
残高照会

各金融機関のそれぞれの店舗あるいは自動機（ATM・CD）によって、土曜日・日曜日・祝祭日の取扱および稼働時間が異なります。ご利用できない店舗もありますので、ご確認ください。

デビットカードサービスについて

◎デビットカード取引とは

「デビットカードお取扱加盟店」で商品等をご購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことによって、ご購入代金がお客様の預金口座から即時に引き落され、お支払いが完了するサービスです。

◎しくみ

- ① 加盟店でご購入代金お支払い時にキャッシュカードをご提示ください。
- ② お支払金額をご確認のうえ、加盟店の端末にキャッシュカードの暗証番号を入力してください。
- ③ お支払代金がお預金口座から即時に引き落とされます。
- ④ ご利用控えをお受け取りいただき、金額等をご確認ください。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスについて

◎ペイジー口座振替受付サービスとは

- ・デパート、スーパー等のクレジットカードお申込窓口などで口座振替をお申込みの際、当金庫のキャッシュカードがあれば、その場ですぐにお手続きが完了するサービスです。（お届け印鑑は不要です。）

ローンをご契約の方

◎お借入れ

- ・お借入れは、お送りいたしましたカードを自動機（ATM・CD）からご預金を引き出す要領でご利用ください。
- ・お借入金額は、1,000 円以上 1,000 円単位でお借入限度まで何回でもご利用になれます。

◎ご返済

- ・このカードローンの定例のご返済は毎月 10 日（10 日が休日の場合は翌営業日）にご指定の返済用口座（普通預金）から自動引落しさせていただきますので、返済日の前日までにご入金をお願いいたします。
- ・毎月の定例ご返済のほかに、ご都合にあわせていつでもお好きなときに、臨時にご返済いただくこともできます。ご返済は自動機（ATM）からローンカードを使って、ご預金の要領でご返済ください。
ただし、臨時のご返済がありましても、お借入残高があれば毎月の定例のご返済は、ご返済日に返済用預金口座から自動引落しさせていただくことになります。

カードお取り扱い上のご注意について

◎ATM・CDの操作について

- ・お取扱金額
当金庫の ATM の 1 回のお取扱金額は、出金の場合は当金庫所定の金額まで、入金の場合は 200 枚

までです。

提携金融機関の場合は、各金融機関によってお取扱金額が異なりますので、機械の画面等によりご確認ください。

- ・暗証番号は正確に押してください。

暗証番号を3回間違えると、カードのご利用ができなくなりますのでご注意ください。

- ・カードは矢印〔←〕の方向より挿入してください。

カードを逆に挿入しますと機械に入ったまま戻ってこない場合がありますのでご注意ください。

- ・一度お引出しになった現金を職員が確認することはありません。

【カードを他人に渡さないようご注意ください】

◎カードご利用上のご注意について

- ・無通帳取扱回数が多くなると、入出金明細が集約されますので、お通帳は月1回ご記帳願います。

◎カードお取り扱い上のご注意について

- ・暗証番号は他人に知られないようご注意ください。なお、当金庫の職員が店舗外や電話等で暗証番号をおたずねすることはありません。

- ・カードは、テレビ・電子レンジなど強い磁気のある所に置くのはお避けください。

- ・カードは折り曲げないよう大切にお取り扱いください。

カードが曲がっていたり、損傷しているとご利用できませんので、窓口にて再発行の手続をしてください。

- ・カードを紛失したり盗難にあった場合は、直ちに当金庫にご連絡ください。

土曜日・日曜日・祝祭日のご連絡は、当金庫のキャッシュ・サービスコーナーのインターホンでお届けください。

カード・通帳紛失・盗難等については、24時間（03）6433-2049にて受付しています。

◎利用手数料について

- ・当金庫のATMをご利用の場合は、利用手数料はいただきません。ただし、日曜日、祝祭日ご利用の場合は所定の利用手数料をお支払いいただきます。

- ・当金庫以外の提携金庫のATM・CD、および提携金融機関のATM・CDをご利用になる場合は、その信用金庫および提携金融機関に対し、所定の利用手数料をお支払いいただくことになっています。なお、ATM・CDの利用手数料はお引出し、またはお預入れと同時に、その都度ご利用口座から自動引落としされます。

また、お引出し金額と利用手数料の合計がお引出しできる金額を超えるときは、お引出しができません。

残高照会ボタン等でご確認ください。

しょうわカードご利用のしおり変更について

- (1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、このしょうわカードご利用のしおりの定めを変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更するものとします。
- (2) 当金庫は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

しょうわキャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したしょうわキャッシュカード、貯蓄預金について発行したしょうわ貯蓄預金キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込みを行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

2. (ATM による預金の預入れ)

- (1) ATM を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATM による預入れは、ATM の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATM による預金の払戻し)

- (1) ATM を使用して預金の払戻しをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) ATM による払戻しは、ATM の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATM を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 2 項に規定する ATM 利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の ATM による 1 日あたりの払戻しについては、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (5) 当金庫および支払提携先の ATM による 1 日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (ATM による振込み)

- (1) ATM を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における 1 回あたりの振込みは、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振込みは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第 1 項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の ATM による 1 日あたりの振込みについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

5. (ATM 利用手数料等)

- (1) ATM を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の ATM の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) ATM を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の ATM の利用に関する手数料（以下前項の手数料とこの手数料を総称して「ATM 利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) ATM 利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、預入提携先または支払提携先の ATM 利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払いいたします。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名（署名）、暗証番号を届け出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込みの依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

7. (ATM 故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。営業時間外は、ATM 横に設置されている電話器によりお問い合わせください。
- (2) 前記第 1 項による預入れをする場合には、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名（署名）、金額をご記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により ATM による払戻しまたは振込みの取扱いができない場合、窓口または ATM 横に設置されている電話器によりお問い合わせください。

8. (カードによる預入れ・払戻金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額、ATM 利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の ATM で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払い戻した金額と、ATM 利用手数料金額、振込手数料金額はその合計をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、ATM の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の処置を講じます。第 10 条（偽造カード等による払戻し等）および第 11 条（盗難カードによる払戻し等）に定めている場合を除いてこの通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提供し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。
- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取り扱います。

- ① 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- A. カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - B. 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - C. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- ② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- ③ 前 2 号の規定は、第 1 号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- ④ 第 2 号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
- A. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合。
 - b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。
 - c. 本人が、被害状況についての当金庫に対する証明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - B. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。
- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第 9 条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (3) 氏名（署名）、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任

を負いません。

- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (6) 暗証番号は、第3項によるほか、当金庫所定のATMを使用して変更することができます。ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第3項における書面による届出の必要はありません。

13.（暗証番号の照合等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたう例えば、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。
- (3) 当金庫または提携金庫の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取り扱った場合にも、前項と同様とします。

14.（ATMへの誤入力等）

- (1) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れをする際に、当金庫所定の入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

15.（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合。
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合。

- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合。
- ④ カードがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が必要と判断した場合。
- ⑤ 当金庫が定める預金者のうち別途表示する一定の期間カードの利用がない場合。

16. (譲渡、質入れの禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、しょうわ普通預金規定、しょうわ総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取り扱います。

18. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更するものとします。
- (2) 当金庫は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

IC カード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、IC チップが付加されたカード（以下「IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約はしょうわキャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項はしょうわキャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項はしょうわキャッシュカード規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはしょうわキャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. (IC カードの利用)

IC カードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定の IC カードが利用できる ATM を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定の IC カードが利用できる ATM を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定の IC カードが利用できる ATM を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. (1 日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先の IC カード対応 ATM を利用した 1 回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは、IC チップの提供機能を利用した払戻しと IC チップの提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるもの

とします。

- (2) 第1項にかかわらず、当金庫および支払提携先の IC カード対応 ATM による 1 日あたりの払戻しについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先の IC カード対応 ATM による 1 日あたりの払戻し回数は、IC チップの提供機能を利用した払戻し回数と IC チップの提供機能を利用しない払戻し回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (振込カード機能)

- (1) 当金庫の IC カード対応 ATM を利用して振込みを行う場合には、IC カード対応 ATM の画面指示に従って必要な操作をすることにより、IC チップ内に当該振込みにかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として格納し、次回以降の振込みに利用することができます。
- (2) IC チップ内に蓄積された振込情報は、IC チップが故障した場合には復元できません。また、IC カードを再発行・更新発行する場合には、新しい IC カードには当該振込情報は引き継がれません。

5. (IC カード対応 ATM の故障時の取扱い)

IC カード対応 ATM の故障時には、IC チップの提供機能は利用できません。

6. (IC チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) IC チップの故障等により、IC カード対応 ATM において IC チップを読み取ることができなくなった場合には、IC チップの提供機能は利用できません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当店に IC カードの再発行を申し出てください。
- (2) IC チップの故障等によって、IC カード対応 ATM において IC チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じてても、当金庫は責任を負いません。

7. (IC カードの有効期限)

- (1) IC カードの有効期限は、IC カード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) IC カードの有効期限経過後は、IC カードの利用はできません。
- (3) IC カードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しい IC カードを事前に送付します。有効期限が到来した IC カードは当店に返却していただくか、本人の責任において IC チップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

8. (IC カードへの切替時の旧磁気ストライプカードの取扱い)

磁気ストライプカードから IC カードに切替時に、新しい IC カードが送付された場合、旧磁気ストライプカードは当店に返却いただくか、本人の責任において磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

9. (特約の変更)

- (1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この特約の定めを変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更するものとします。
- (2) 当金庫は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

デビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード〔当金庫がしょうわキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引およびカードローン取引の普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。〕を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定またはカードローン契約にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）ただし、規約所定の直接加盟店の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）ただし、規約所定の間接加盟店の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ、機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合。
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合。

- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのカードの利用金額（しょうわキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合。
 - ② 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合。
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合。
- (5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3.（デビットカード取引契約等）

- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前項により、デビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
- ① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引き落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4.（預金の復元等）

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引き落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引き落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引き落された預金の復元をします。
- 加盟店経由で引き落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店で端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引き落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引き落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

5. (暗証番号の照合等)

当金庫がカードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の引落としをしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、この引落としが偽造カードによるものが確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

6. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるしょうわキャッシュカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込みおよびデビットカードと取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込みの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第13条第2項中「ATM」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」、同規定第14条中「ATM」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO 加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「CO デビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に CO 直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定の CO 直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO 直接加盟店」といいます。）であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当金庫が承諾したもの。
- ② 規約を承認のうえ、CO 直接加盟店と規約所定の CO 間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当金庫が承諾したもの。
- ③ 規約を承認のうえ機構に CO 任意組合として登録され加盟店銀行と CO 直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当金庫が承諾したもの。

2. (利用方法等)

- (1) カードを CO デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO

加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO 加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 次の場合には、CO デビット取引を行うことはできません。
- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、CO 加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合。
- (3) 次の場合には、カードを CO デビット取引に利用することはできません。
- ① 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合。
 - ② 1日あたりのカードの利用金額(しょうわキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当金庫が定めた範囲を超える場合。
 - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合。
 - ④ その CO 加盟店において CO デビット取引に用いることを当金庫が認めていないカードの提示を受けた場合。
 - ⑤ CO デビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合。
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO 加盟店が CO デビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、CO デビット取引を行うことはできません。
- (5) CO 加盟店において CO 加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO 加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当金庫が CO デビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、CO デビット取引を行うことはできません。
- (7) CO 加盟店によって、CO デビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. (CO デビット取引契約等)

- (1) 前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「CO デビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前項により CO デビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
- ① 当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② CO 加盟店銀行、CO 直接加盟店または CO 任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して CO 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、

その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. (預金の復元等)

- (1) CO デビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、CO デビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて CO デビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO 加盟店以外の第三者（CO 加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、CO デビット取引を行った CO 加盟店にカードおよび CO 加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を CO 加盟店経由で請求し、CO 加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文を CO デビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。CO 加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、CO デビット取引契約の解消は、1 回の CO デビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかる CO デビット取引契約を解消することもできません）。
- (3) 第 1 項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO 加盟店との間で解決してください。
- (4) 第 2 項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引および CO デビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO 加盟店との間で精算をしてください。
- (5) CO デビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため CO デビット取引契約が成立した場合についても、第 1 項から前項に準じて取扱うものとしします。

5. (CO デビット取引に係る情報の提供)

CO 加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、CO デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、CO デビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、CO デビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

6. (カード規定の読替)

カードを CO デビット取引に利用する場合におけるしょうわキャッシュカード規定の適用については、同規定第 6 条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込みおよび CO デビット取引」と、同規定第 6 条第 1 項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込みの依頼および CO デビ

ット取引をする場合」と、同規定第 8 条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「CO デビット取引をした場合」と、同規定第 13 条第 2 項中「A T M」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第 14 条中「A T M」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第 3 章 規定の変更

1. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるが生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更するものとします。
- (2) 当金庫は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定

1. (適用範囲)

- (1) 当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記 3. (1)の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)については、この規定により取り扱います。なお、本規定におけるキャッシュカードは、当金庫が普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）についてしょうわキャッシュカード規定に基づいて発行した個人のカードをいいます。（以下「カード」といいます。）
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは当金庫が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。したがって、貯蓄預金カード、法人カードおよび代理人カードは、本サービスを利用いただけません。

2. (利用方法)

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。

- ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合。
- (3) 次の場合には、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
- ① 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合。
- ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合。
- ③ 自らが本サービスの停止を申し出た場合。
- (4) 当金庫が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末機により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

3.（預金口座振替契約等）

- (1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当金庫と預金者との間で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当金庫に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引き落すことができるものとします。
- (2) 収納機関の指定する振替日（当日が当金庫の休業日にあたる場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越「総合口座取引による当座貸越を含みます。」を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

4.（預金口座振替契約の解約）

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当金庫へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当金庫は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。
- (2) 前記 3.(1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当金庫が当金庫所定の時間までに当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。
- (3) 前記(2)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、届出の印鑑を持参のうえ当金庫本支店にて所定の預金口座振替契約の解約

手続きを行ってください。(カードによる解約依頼はできません。)

- (4) 解約手続きを行う前に収納機関より送付された請求書は、前記 3.により預金口座振替契約が成立したものとして取り扱います。

5. (本サービスを利用する機能を停止する場合)

本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出ることにより停止することができます。当金庫がこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

また、この申出の後、本サービスを利用する機能を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出てください。

6. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前記 5. に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。
- (2) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

7. (偽造カード等による預金口座振替契約)

本規定については、しょうわキャッシュカード規定の第 10 条「偽造カード等による払戻し等」第 1 項を「偽造カード等による預金口座振替契約」に読み替え、適用します。

8. (盗難カードによる預金口座振替契約)

本規定については、しょうわキャッシュカード規定の第 11 条「盗難カードによる払戻し等」を「盗難カードによる預金口座振替契約」に読み替え、適用します。

9. (免責事項)

- (1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、この預金口座振替契約の受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任についてはこの限りではありません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

10. (規定の準用)

この規定の定めのない事項についてカード規定に定めがある場合には、カード規定により取り扱います。

11. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要性が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更するものとします。

- (2) 当金庫は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

しょうわローンカード規定

1. (カードの利用)

上記カードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟店の全国の信用金庫および全国の銀行・信用組合・農業協同組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン銀行・イオン銀行（以下「提携金融機関」といいます。）のオンライン現金自動支払機（現金自動預入支払機・振込機を含みます。以下「ATM」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻し」といいます。）および ATM または当金庫本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合に利用することができます。

2. (提携金融機関 ATM の利用手数料)

- (1) 提携金融機関の ATM を利用して払い戻す場合、または臨時返済をする場合、その提携金融機関が ATM 利用手数料（以下「手数料」といいます。）を定めているときは、提携金融機関に対し所定の手数料（含む、消費税）を支払っていただきます。
- (2) 当金庫は前項の手数料を、提携金融機関の請求に基づき ATM 利用日付をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携金融機関に支払います。

3. (ATM による払戻し)

- (1) ATM を利用して払戻しをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM による払戻しは 1 千円単位とし、1 回あたりの払戻金額は、当金庫（提携金融機関の ATM 利用の場合はその提携金融機関）が定めた範囲内とします。
- (3) 提携金融機関の ATM を利用して払い戻す場合、払戻し金額と手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、払い戻すことができません。

4. (臨時のご返済)

- (1) ATM を利用して臨時のご返済をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にローンカードを挿入し、金額を正確に入力してください。
- (2) ATM による臨時のご返済は 1 千円単位で、当金庫および当金庫と業務提携を行った信用金庫が定めた範囲内とします。
- (3) ATM を利用しないで臨時にご返済をするときは、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名（署名）、金額をご記入のうえ、カードとともに提出してください。

5. (ATM 故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により ATM による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードによりご返済することができます。

- (2) 前記第1項によるご返済をする場合には、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名(署名)、金額をご記入のうえ、カードとともに提出してください。

6. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを失ったときまたは氏名、その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

7. (暗証番号の管理等)

ATMによりローンカードを確認し、ATM操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払戻しをした場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について、債務者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

8. (偽造カード等による払戻し等)

本規定については、しょうわキャッシュカード規定の第10条「偽造カード等による払戻し等」第1項を適用します。

9. (盗難カードによる払戻し等)

本規定については、しょうわキャッシュカード規定の第11条「盗難カードによる払戻し等」を適用します。

10. (ATMへの誤入力等)

- (1) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口でのご返済をする際に、当金庫所定の入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (お借入れ、ご返済の明細)

ローンカードによる取引明細は3カ月毎にお届けいたします。

12. (解約等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 次条に定める規定に違反した場合。

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (カード発行手数料)

ローンカードの発行・再発行にあたっては当金庫の定める発行手数料をいただきます。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項によります。

16. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるが生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更するものとします。
- (2) 当金庫は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

(2024.1)